

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース vol.10

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)



北陸電力に原発を運転する資格はない!

弁護団長 岩淵 正明

北陸電力は8月、志賀2号機について適合性審査の申請を行いました。これは他の申請と比較しても、非常に特殊な申請です。

まず活断層問題について決着がついていない段階で申請していること自体が異常です。申請書が6百数十ページと、川内原発(7千数百ページ)の10分の一以下の分量で、一体どこまで真剣に検討したかわからないほど薄い申請書であることも問題です。フ

ィルターベントも付いていません。フィルターベントそのものには問題があるとしても、最低限の基準である規制基準にさえ合致しておらず、規制委員会からも強く批判されています。

最近吉田所長の調書が公開されましたが、あれを読むと、「撤退命令を無視したかどうか」というそんなところが問題ではなくて、福島原発事故は運転員の力ではどうにもならない事態だったんだということがわかります。原発では電気が全部止まってしまうと、全然コントロールできないんです。いろんな機械の操作とかICが稼働しているかどうかなど、そんなものは全く認識していない。そういうレベルではなく、最後に吉田所長が考えていたのは、何とか水を入れることだけだったのです。

吉田調書の中では、「東京電力の現場の技術者は日本一の技術者だと思うけど、たいへんよくやってくれた。しかしその彼らでさえ、何ともならなかった」と言っています。その最良の技術者でも原発はコントロールできなかったのです。

翻って考えたときに、あんな異常な適合性審査申請をしている北陸電力に万一事故が起きたときに、あそこの社員で大丈夫なんだろうか、不安に思います。北電にはもう原発を運転する資格や能力がないと思わざるを得ない。国会事故調の報告書の中にこんな記載があります。「東京電力はそれなりに頑張ったけどダメだった。だけど、この電力会社はこんなことができるだろうか」。そこに北陸電力と日本原電の二つだけが書いてある。こういう中小、弱小の電力会社にちゃんとした対応がとれるか、ということが名指しで出ているわけです。こんな異常な申請をする電力会社は、危なくて原発を運転する資格はないんじゃないか、そういうことを感じさせるような申請です。

【次の口頭弁論】 みんなで傍聴席を満席にして、廃炉への決意を示しましょう!!

- ◇月日 第12回…12月15日(月) 第13回…2015年3月5日(木)
- ◇集合 午後1時15分(兼六公園下・白鳥路入口利家像前)⇒裁判所まで行進
- ◇会場 金沢地方裁判所(口頭弁論)⇒北陸会館5F(報告集会)

原告は9月29日（第11回口頭弁論）に第26～29準備書面を提出し、原告としての主張は出し切りました。後は被告から出てくる反論に対して再反論するということになります。

これに対し、被告はこれまで反論らしい反論をしていませんでしたが、8月に適合性審査を申請したので、それに関する主張書面を2～3回かけて提出すると主張しました。

しかし、これはとんでもない話であって、本訴訟は民事訴訟ですから、行政の規制基準に適合するか否かはそもそも問題となりません。また規制基準に関係があるとしても、原告は規制基準すべてに適合していないと言っているわけではなく、そのうちの何点かの問題について危険だと主張しているのですから、その部分に対する反論をすればいいだけの話です。何も基準適合性全般について、2～3回にわたって準備書面を出してくる必要はないのです。

明らかに北陸電力はこの裁判の本質をわきまえていないと言わざるを得ないのですが、われわれとしては次の段階、つまり立証の段階へより早く入っていくために、さらに最善の努力をしたいと思います。

差止判決へ連帯の輪広がる!

—脱原発原告団全国連絡会発足—

原告団長 北野 進

今年5月に開催した原告団総会で、私は脱原発裁判をたたかう全国の原告団のネットワーク結成の動きがあることを報告し、今年度の活動方針

として全国の訴訟団との連携強化を承認していただきました。大飯訴訟・京都原告団との交流もその一環であり、全国連絡会の早期発足も待ち望んでいました。さる9月23日、東京・亀戸中央公園で開催された「原発再稼働するな！さようなら原発全国大集会」終了後、ようやく顔合わせの会合が持たれました。

当日は全国から事前の予定を上回る31人が集まり、出席はできないけれど連絡会に参加する旨連絡があった団体を含めると、24訴訟中22の訴訟団の参加申し込みが報告されました。差止訴訟だけではなく、福島原発訴訟団、東電株主訴訟、原発メーカー訴訟の会も参加しています。そこで顔合わせだけで終わらせず、正式発足とすることが提案・承認され、引き続き規約や役員案も確認されました。共同代表には泊訴訟の小野有五さん、大飯・福井訴訟の中嶋哲演さん、玄海訴訟の蔦川正義さんの3人、事務局は東海第2訴訟の大石光伸さんが中心となって担うことが確認されました。

全国連絡会の役割は、まずはお互いの情報交換と交流の場づくりですが、緊迫する川内原発の再稼働問題、そして全国が注目する大飯控訴審の第1回口頭弁論を目前に控えていたことから、さっそく熱い議論が交わされました。川内原発再稼働の争点の一つとなっている避難計画については、再稼働阻止への梃子とするためにも、全国連絡会として基本的な考え方を取りまとめ、声明として発表していく方針が確認されました。大飯控訴審については、全国の訴訟団が応援していることをアピールするため、当日金沢に結集することが確認されました。

そして迎えた11月5日の大飯控訴審。名古屋



↑全国の原告団旗が林立した大飯控訴審報告集会 11/5

高裁金沢支部の周囲には北は泊原発から南は川内原発まで全国の原告団・弁護団が結集し、さらに参加できない組織ののぼり旗もひるがえり、連帯の決意をアピールしました。

法廷内でも大きな動きがありました。関電弁護団が今後の立証方針として、次回2月9日の口頭弁論までに主張はすべて提出し、専門家証人は呼ぶ予定はないと表明したのです。控訴審も短期決戦がほぼ確実となりました。原子力規制委員会の決定を後からなぞるような司法では存在意義はありません。大飯訴訟が原発訴訟のモデルとなるか否か、大いに注目されます。川内原発を皮切りに再稼働路線を突き進む安倍政権に対して、差止訴訟の役割は一段と大きくなるようとしています。全国連絡会のネットワークをお互いフルに活用し、たたかいを前進させていきたいと思います。

原告の意見陳述と準備書面一覧

◇第1回口頭弁論(2012/10/3)

原告意見陳述は原告団長の北野進さんと道永麻由美さん。北野さんは福島事故後かつての推進派から「珠洲に原発がなくてよかった」と言われたことを明らかにしました。第1準備書面「請求原因の補充」、第2準備書面「被告の主張に対する認否」



◇第2回口頭弁論(2012/12/14)

原告意見陳述は教師の常盤亜左子さん。福島から転入してきた児童とその家族のことを話しました。第3準備書面「原子カムラに歪められた安全基準・審査」、第4準備書面「安全指針類の欠陥」

◇第3回口頭弁論(2013/3/4)

福島県から石川県に避難してきて原告に加わった浅田真理子さんと宮田秀晴さんが意見陳述。第5準備書面「震源を特定せず策定する地震動の不合理性」、第6準備書面「志賀原発の不要性」、第7準備書面「放射性廃棄物処理の問題」、第8準備書面「世論と社会通念の動向」

◇第4回口頭弁論(2013/5/27)

原告意見陳述は志賀町出身の雄谷健一さん。第一次訴訟当時の町の雰囲気を変えました。第10準備書面「緊急安全対策の危険」、第11準備書面「原発に求められる安全性」を提出

◇第5回口頭弁論(2013/7/25)

原告意見陳述は古河尚訓さん。福島県飯舘村で無用な被ばくを強いられた村民との交流を語りました。第13準備書面「福島第一原発における地震動に起因する重要機器破損の可能性」を提出

◇第6回口頭弁論(2013/9/30)

原告意見陳述は七尾市在住の角三外弘さん。志賀原発の20km圏内に住む不安を訴えました。第14準備書面「原発の耐震設計総論—地震の基礎」を提出

◇第7回口頭弁論(2013/12/2)

福島原発事故時に法テラス福島事務所に勤務していた加畑、頼金両弁護士が意見陳述。事故直後の福島市内の混乱した状況を語りました。



第15準備書面「原発防災の問題」を提出

◇第8回口頭弁論(2014/2/24)

田村市から金沢市に避難している浅田正文さんが意見陳述。原発事故により生活が根こそぎ奪われてしまったことを、故郷の映像を映しながら訴えました。



第16準備書面「原発事故による被害」、第17準備書面「震源を特定せず策定する地震動」を提出

◇第9回口頭弁論(2014/4/23)

原告意見陳述は副団長の山崎彰さんが福島事故後の富山県平和運動センターの取り組みを紹介。裁判長変更にとまなう更新弁論、第19準備「使用済み核燃料プールの危険性」、第20準備書面「科学の不確実性と司法判断」、第21準備書面「あるべき新たな司法判断の枠組み」を提出

◇第10回口頭弁論(2014/7/10)

第22準備書面「原発直下活断層に関する危険性」、第23準備書面「大飯判決を受けて」、第24準備書面「新規制基準の適合性審査は本訴訟の判断には不要」、第25準備書面「テロによる危険性」を提出

◇第11回口頭弁論(2014/9/29)

第26準備書面「地震動による重要機器破損の危険・補充」、第27準備書面「被告準備書面⑨への反論」、第28準備書面「富来川南岸断層」、第29準備書面「耐震設計の欠陥」を提出

※上記準備書面は原告団ホームページ(裁判資料) <http://shika-hairo.com/doc/> に全文掲載しています

年末カンパのお願い

川内原発再稼働に向けた安倍政権の執拗な取り組みを見ていると、大飯原発福井判決を否定する行為そのものです。新聞報道も、火山対策には「宿題残したまま合格」とか「危険判断基

準など難題」などと原子力規制委員会の判断に疑問を投げかけています。

さらに、再稼働を決めた後に宮沢経産大臣は伊藤鹿兒島県知事に対して、「再稼働への理解を深める努力」を要請し、県民の理解が進んでいないことを認めています。この要請に対して知事は、来年秋をめどに全県民を対象にした説明会を開く方針だと言っています。

この国の為政者は一体何を考えているのか。言葉を失ってしまいそうですが、諦めてはいられません。ここが踏ん張りどころです。夜明け前が一番暗いともいいます。

志賀原発も裁判も含めて、来年度いっぱい大きな山場です。電力も必死になって再稼働へ向けて働きかけを強めてくると思います。私たちも腹をくくって再稼働阻止、原発廃炉に向けて力の結集が一段と求められます。

何かと慌ただしい年の瀬ですが、原告団会計も厳しい運営を余儀なくされています。年末にあたり、今年もカンパにご協力くださいますようお願いいたします。(堂下 健一)

☆金額はいくらでも結構です。お手数ですが、下記の方法で送金をお願いします。

- ①ゆうちょ銀行の払込取扱票(原告団ニュースに同封)で送金する(ATM送金で手数料80円)
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)
※口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」です
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織から別途案内があります